

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	特別の施設又は造作の許可		
例規名 根拠条項	大河原町立学校体育館等の使用条例 第5条ただし書		
例規番号	昭和39年条例第14号		
【基準】 第5条の規定による。 (造作の制限) 第5条 使用者は、使用又は利用するため特別の施設又は造作を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可があったときは、この限りでない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日